



いざ、  
避難する時  
不安では  
ありませんか  
?

# 「避難行動要支援者名簿」 登録の手引き

● ● 不安に思う人は、ぜひ登録しましょう ● ●



久御山町

# 避難行動要支援者名簿について

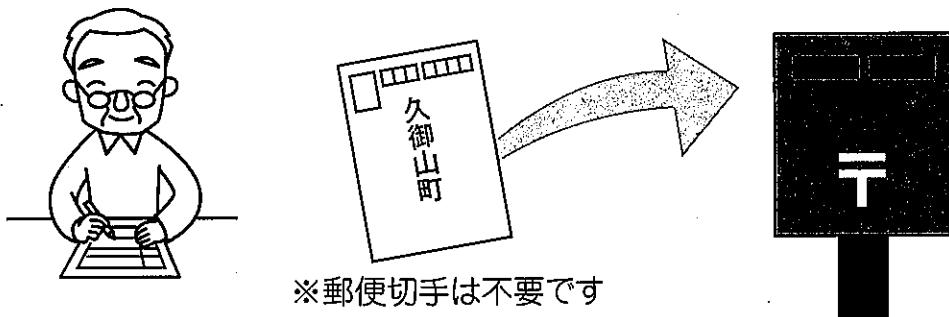
町では、地震や水害などの災害発生時に、  
自分の力で避難することが困難な人について、避難行動要支援者名簿を作成します。

平常時から関係機関等へ名簿を提供し、  
災害発生時の避難支援に備えます。



## → 支援を希望の人にはまず登録を

災害時において支援を希望される人は、別ページにある「避難行動要支援者名簿」登録申請書に必要事項を記入し、町総務課あて返送してください。

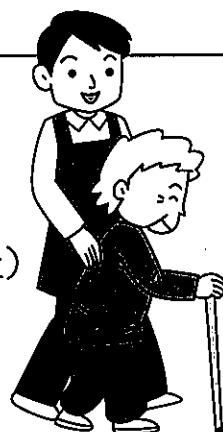


## → 登録の対象者は

登録の対象者は次のとおりです。

**高齢者等  
(満65歳以上)**

- 要介護高齢者(要介護3以上)
- 寝たきり高齢者
- 認知症高齢者
- ひとり暮らし高齢者
- 高齢者のみの世帯



※いずれも、同居の家族等から支援が受けられる人、  
施設等へ入所されている人は除きます。

## 障害者

- 身体障害者1級・2級  
(視覚、聴覚、平衡機能、肢体不自由)
- 知的障害者(療育A)
- 精神障害者1級



## その他 町長が必要と 認める人

前述、「高齢者等」「障害者」の要件に準ずる人で、災害時の避難支援を必要とする人

## → 避難支援者と避難情報伝達者

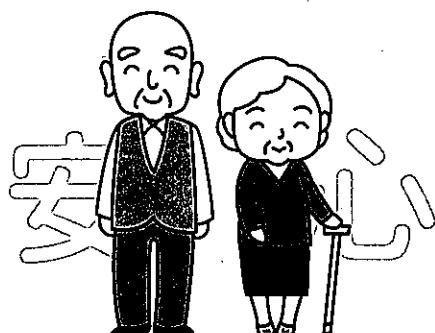
### 避難支援者

要支援者(支援が必要な人)に対して普段から見守っていただいたり、一緒に避難していただくなど、支援に心がけていただく人

### 避難情報伝達者

避難準備情報、避難勧告、避難指示といった災害に関する情報を伝達していただく人

今回、登録を希望される人は、避難支援者と避難情報伝達者をあわせて登録していただく必要があります。原則として、いざという時に支援が受けられるように、ご近所の人等の了解を得て、記入をしてください。記入することができない人は、要配慮者避難支援計画において①自主防災会代表 ②民生児童委員の順としています。



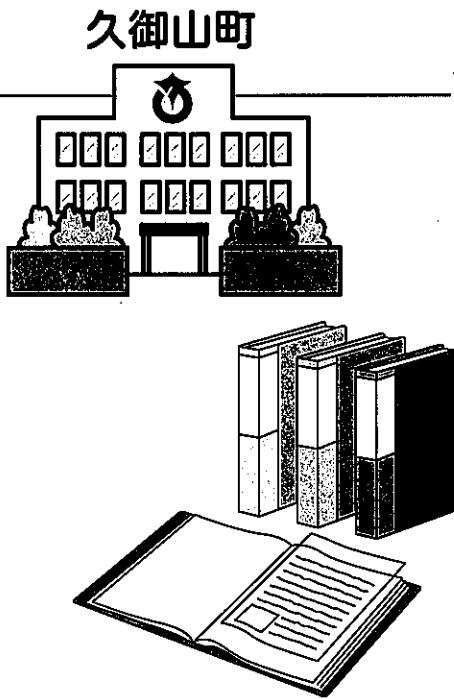
※災害の状況によっては、避難支援者自身が被災者となり、支援することができない場合もあります。  
台帳に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではないということをご承知ください。

## → 作成した名簿について

町は、提出のあった「避難行動要支援者名簿」登録申請書に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成します。

作成した名簿は、町が厳重に管理し、町消防本部のほか宇治警察署、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災会(自治会)などに平常時から情報提供し、災害発生時の安否確認など必要な支援体制を整えます。

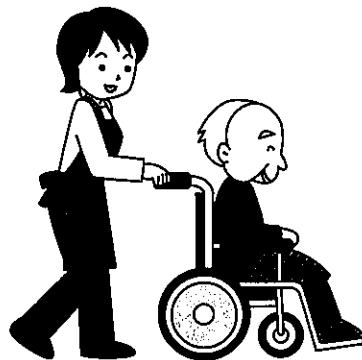
なお、この名簿の情報は目的以外のことには一切使用しません。



## → 地域の人へのお願い

この取り組みは、地域が主体となって支援していくもので、隣近所など身近な地域での連絡・協力体制づくりが重要です。

地域のみなさまには、本制度の趣旨をご理解いただき、ご近所の人で高齢者や障害者など自分の力で避難することが難しい人から、「避難支援者」「避難情報伝達者」の協力依頼があったときは、積極的にご協力をお願いします。



## → 地域ぐるみで互いに協力しあって、 地域防災力の向上を目指しましょう

この制度は、日頃からのご近所づきあいなどによる要支援者と避難支援者との協力関係、地域での助け合いによって、少しでも被害を減らそうとするものです。

災害時は、どのような状況にあるかわかりません。

自助(自分の命は自分で守る)と、共助(地域で声を掛け合い、助け合う)を心がけてください。また、万一の災害に備え、非常持ち出し品の整理や避難場所の確認もしておきましょう。

